

実務対応報告公開草案第 66 号

「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」に関するコメント

公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント
田淵 隆明

【質問 1】 範囲に関する質問

⇒同意する。

理由：資金決済法第 2 条第 5 項第 4 号の除外については、現時点では、内閣府令(資金決済法施行令)では具体的な取り決めは為されていない。また、同第 3 号の除外事項については「信託の受託者」の会計処理について、ASBJ がこれまで基準を策定した実績が僅少であることを考えると妥当である。

ただし、後者については、中長期的には策定が行われるべきである。

【質問 2】 電子決済手段の保有に係る会計処理に関する質問

⇒同意しない。

近年、電子決済手段に関連するトラブルが少なからず報道されたり、ネット上を賑わしている。よって、換金リスクの生ずる蓋然性は一定程度あると考えられる。貸倒引当金のようなしくみが必要であると考えられる。

【質問 3】 電子決済手段の発行に係る会計処理に関する質問

⇒同意する。

【質問 4】 外貨建電子決済手段に係る会計処理に関する質問

⇒同意する。

【質問 5】 預託電子決済手段に係る取扱いに関する質問

⇒全面的に同意する。

理由：民法の規定にも合致するものである。

【質問 6】 開示に関する質問

⇒同意する。

【質問 7】 連結キャッシュ・フロー計算書等における資金の範囲に関する質問

⇒同意する。

理由：電子決済手段は即時換金性があり、現金同等物と看做すことは合理的である。

【質問 8】 その他

⇒同意する。

理由：近年、電子決済手段に関するトラブルが頻発しており、報道やネット上を賑わしている。その為、可及的速やかな適用が望ましい。

【質問 9】 その他

①質問 1 に関連して、今回除外した部分についても、3 年以内に公開草案等が出されることを希望します。

②金融工学は日進月歩であり、新たな金融商品が相次いで登場している。例えば、社債に対する新株予約権付社債等の「複合金融商品」に相当するような、複合的な電子決済手段が登場した場合等についての基準(実務対応報告)も早晚必要になると考えられるので、ASBJ 内部での早めの準備・検討を希望します。

(以上)